

## 第8章 憲法九条と核兵器（講演録）

河上 暁弘

### 1 日本国憲法九条の成立と「核時代」

#### 核時代と「戦争の手段性の喪失」

今回は「憲法九条と核兵器」と題しましてお話をしたいと思います。なお、今回の講演内容は、論文「憲法九条と核兵器」で詳しく論じました。今回は基本的に註も出典も明示しませんので同論文をご参照いただけますと幸いです。

一九四五年八月六日に広島、八月九日に長崎に原子爆弾が投下されました。核兵器が登場したということで「戦争の手段性の喪失」の時代が訪れたと言われます。本来、戦争と

か、あるいは兵器というものは、ある目的のための手段です。ある政治的な目的を達成するための手段として軍事力の行使がなされるのです。この目的と手段との関係をめぐる問いが、「戦争してまで実現させなければならぬような、それを正当化できるような政治目的、あるいは正義なんていうものがあるのか」という問いです。

しかし、核兵器という、人類を滅亡させかねない兵器が登場したことによりまして、この問いは、「人類を滅亡させてまで実現しなければならぬ、それを正当化できるような政治目的・正義などあるのか」という問いになります。こうした根源的な問いをあらためて人類に突きつけることになったのです。

### ヒロシマ・ナガサキの歴史の意味

その意味で、ヒロシマ・ナガサキの歴史の意味というものをあらためて考えていきますと、第一に、核時代の到来、そして戦争の手段性の喪失、よりいつそう平和というものを真剣に求めなければいけないという時代が到来したことを意味すると思います。それから、第二に、憎悪・報復の連鎖からの脱却、第三に、戦後責任、平和責任におけるヒロシマ・ナガサキの意味というものが問われると思います。

### 憎悪・報復の連鎖からの脱却（被爆者の問題提起）

この二番目の点についてさらに詳しく見ていきたいのですが、被爆者の問題提起の意味を私なりに考えてみたものでもあります。

つまり、ヒロシマ・ナガサキの被爆者、英語では survivor で、直訳すると生き残った人という意味になるわけですが、「この世の地獄」と言われるような極限状況から生き残った人々です。しかし、次の段階で、自分だけが生き残ってしまったという「罪の意識」を感じてしまった人が多かったとされます。本来、被爆者は被害者なわけですから、罪の意識を感じる必要はまったくないのですが、おそらく「助けてくれ」と言う人を見捨てても生き残るということにならざるを得なかったことなどがあるのだと思います。そして、その後の人生では、通常であれば嫌なことは早く忘れたい、語りたくない、思い出したくもないという気持ちがあるのが当然出てくる。そして、思い出す度にトラウマ・PTSDとの闘いがあるわけです。

しかし、さらに被爆者たちが生きてきた戦後の世界というのは、冷戦構造の中で核兵器をもって米ソがイデオロギーだけではなく軍事的にも対峙し合う核戦争一步手前の世界です。

こうした世界を被爆者が生きる中で、自分たちが生き残った意味、あるいはこれから生きていく意味は何だろうかと考えた。そういう中で、比較的多くの被爆者たちが原爆の悲惨さ、実相というものを体験として語るようになっていく。すなわち、「世界中の誰にも二度とこのような思いをさせてはいけない」という思いから、「リメンバー ヒロシマ・ナガサキ」、すなわち、「アメリカに報復するのだ」ではなくて、「ノーモア ヒロシマ・ナガサキ」という観点に立ったわけです。多くの被爆者が被爆の実相を語り、そして核兵器の廃絶や世界戦争阻止・世界恒久平和を訴えたのです。

これは、考えてみたら、そんなに当たり前のことではないんですね。例えば、「アメリカに報復してやるのだ」でもなく、あるいはそこまで行かなくても、「軍備を拡大して核兵器などの最新兵器を持てば攻撃を受けない」という軍拡・核兵器保有・核抑止論（いわば「力による平和」）でもなくて、あくまでも核兵器廃絶・世界戦争阻止というところに結果的に貢献するような行動を多くの被爆者たちが行った。これは、まさに「力による平和」の発想から脱却するという行為であり、日本国憲法の平和主義（前文および第九条）に連なる立場でもあります。

そう考えると、被爆者たちは、報復の連鎖、テロの連鎖、憎悪の連鎖、それらをあえて

断ち切って、また力による平和という発想でもなくて、あくまでも核兵器の廃絶そして第三次世界大戦の阻止というところを訴えていった。これは奇跡的とも言えることであり、世界的な意義のある、平和創造につながる活動であったと思います。

平和を希求する世界中の人の心が、報復も核武装も唱えず、武力によらない平和を希求する被爆者へ強いリスpekトの念を持ち、共感を広げた。核兵器の非人道性というのを世界に認識させてきた。そして、そうしたことが核兵器を使えない兵器にしてきました。

そして、それは先ほど述べた、戦後責任、あるいは平和責任ということの意味をあらためて浮き彫りにすることになると思います。すなわち、戦後責任とは、戦争を繰り返さないための責任を戦後世代は負っているということですが、そこにおいて、被爆の実相を伝えてきたヒロシマ・ナガサキが果たした役割は大きいと思います。また、平和責任、すなわち平和をつくり出す責任ということを考えた時、報復の連鎖を断ち切ることが重要ですが、この点でヒロシマ・ナガサキ、特に被爆者たちの活動の意義というものを強く感じます。

そして、そのことと憲法九条の戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認という規定、あるいは憲法前文の平和的生存権という考えと重ね合わせて、ヒロシマ・ナガサキというものの

意味を考えることができるのではないかと思えます。

## 憲法九条とヒロシマ・ナガサキ

人類を滅亡させかねない核兵器の登場の中で、ヒロシマ・ナガサキが憲法九条の成立の背景にあると言われます。

この九条の成立に大きな役割を果たしたのが、その当時の首相の幣原喜重郎とGHQ（連合国最高司令官総司令部）の最高司令官のダグラス・マッカーサーという二人ですが、マッカーサーも憲法九条の意味についてヒロシマ・ナガサキの原爆投下と結びつけて次のように言っています。

「私は、戦争の廃絶がなされるべきであることを確信致します。それが可能だということは日本という偉大なる実例が示しているのです。あなたは広島、長崎に言及されたのではないですか。日本の人々は、世界のどの人々よりも、原子力戦争の意味を知っています。それは何も学問的な理論のレベルの話ということではありません。日本では、何人も仲間の死を数え、何人も仲間の埋葬を行ってきたのです。彼らは、自らの決断によって、自らの憲法に戦争非合法化（outlawing war）の規定を書き込んだのです。」（米国議会上

院軍事外交合同委員会一九五一年五月五日）

あるいは、憲法九条の発想の提案をマッカーサーに行ったと言われる幣原も、原子爆弾の時代に日本が先頭を切って戦争放棄ということをあえて行うが、「世界は早晩、戦争の惨禍に目を覚し、結局私どもと同じ旗を翳して、遙か後方に踵いて来る時代が現れるでありましょう」（「戦争調査会」第一回総会一九四六年三月二七日）として、日本が憲法九条を持って世界平和の先頭に立つという決意を述べているわけであります。

## 2 政府解釈における核兵器の保有・使用の憲法適合性の判断基準

### 憲法九条二項の「戦力」不保持条項と核兵器の保持

さて、今回のテーマである「憲法九条と核兵器」に関して言えば、直接関係する憲法の条文は九条二項の「陸海空軍その他の戦力を保持しない」という規定です。

ここでいう「戦力」については、学説的には、大きく言うると三つに分けることができます。第一の説は、潜在的能力説で、戦力とは戦争に役立つ可能性を持った一切の潜在的能力を含むというもので、鵜飼信成先生の説であり、これが一番広い定義であります。

第二の説は、「警察力を超える実力説」に立つものです。国内治安のための警察力は戦力

とは言わない。それを超えて対外的な戦闘を行う、軍隊ないしはそれに準ずる軍事組織というものを戦力といい、その保持を禁止しているのだという学説です。これは憲法学界の通説であり、常識的な解釈だと思えます。

第三の説は政府解釈でして、自衛力を超える実力を戦力と解する。すなわち、戦力未満の、自衛のための必要最小限度の実力を憲法上持つことは容認される。そして、自衛隊は自衛力であって合憲であるという解釈であり、自衛力論と言われます。

この三つの説のうち、第二説であれば核兵器の保有は違憲となるでしょう。第一説では、核兵器の保有のみならず、その開発・研究さえも違憲となるでしょう。しかし、政府が採る三番目の説ではどうなるか。ここが今回の重要な論点です。

### 核兵器保有をめぐる政府解釈

この点の政府解釈は、攻撃的兵器保有禁止原則と言われまして、次のとおりです。

「わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならぬと考えている。……憲法第九条第二項で保持が禁止されている『戦力』にあたるか否かは、わが国が保持する全体の實力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有



の可否は、それを保有することで、わが国の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。……大陸間弾道ミサイル（ICBM）、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている。」

そうすると、政府は、核兵器が「攻撃的兵器」に当たるものであれば、その保有は違憲となると考えている。そして、攻撃的兵器の例として、ICBMが挙げられているので、裏返して言うと、ICBMのような戦略核兵器に至らない核兵器、例えば戦術核兵器ならば保有が許される可能性があることを示唆しているようです。

ちなみに政府の核兵器の定義は、「原子核の分裂、または核融合反応により生ずる放射エネルギーを破壊力、または殺傷力として使用する兵器」とあります。国会での核兵器保有に関する憲法論争を見ていきますと、古くは鳩山一郎内閣でもこの論争はあるのですが、わが国日本が核兵器を保有する場合はどうかということの本格的な論争は一九五七年に行われました。その時の岸信介首相答弁が大変有名です。

最初は四月二五日の予算委員会で、岸首相は、「原水爆であるとか、それを中心としたような核兵器とこんにち言われているものは……憲法上適当でない」と答弁しました。しかし、数日たちますと、「核兵器と名が付けば全て憲法違反というのは行き過ぎ」（同年四月三〇日）と答弁して、自衛のための必要最小限度の核兵器の保有が合憲である旨を示唆したのです。そして現在の政府見解としてよく引用されるのが一九七八年三月一日の真田内閣法制局長官の答弁で、「自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは、憲法第九条第二項によっても禁止されておらず、したがって右の限界の範囲にとどまるものである限り、核兵器であろうと通常兵器であろうと問わず、これを保有することは同項の禁ずるところではない」としています。

しかし、実は、この岸答弁の時代から、国会でも次のような批判がありました。例えば、

- ①政策的に持たぬという問題と憲法上持つてはいけなからかという問題を使い分けるのは、内々に日本も核兵器で武装をしようという底意を持つていないからではないか（秋山長造議員）。
- ②憲法九条において許し得る、認められる核兵器という概念を提示するのは、戦略的な核兵器は憲法上禁止されるが、戦術的な小型の核兵器の保有は憲法九条が禁止するものではないという解釈に立っているのではないか（田畑金光議員）。
- ③ウラニウム二三五の分裂には

限界量というものがあり、二から四キログラムでは爆発は起きない。大体一二から一三キログラムが限界量である。水が一〇〇度にならなければ沸騰せず、〇度にならなければ凍らないように、ウラニウムにはウラニウムの性質があるのであって、もっと小型な危険のない核兵器ができるということは形式論理としては考えられないこともないが、しかし兵器の改良というのは威力を落とすような改良はまず考えられない。実際の核兵器、核エネルギーを考えると、また核爆発によって破壊殺戮を事とするのが核兵器である以上、岸首相の言う、核兵器でも憲法上許されるということはないのではないか（湯山勇議員）。

いずれも核心を突くような批判だと思えます。ただし、政府は、核兵器の保有が憲法には違反しないとしても、日本が核兵器を保有することは、「非核三原則」という安全保障の基本政策に反するとはしてきませんでした。

さらに、原子力基本法二条では、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限」ることが明記され、また、NPT（核兵器不拡散条約）二条では、「締約国である各非核兵器国は、……核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」ことが規定されているので、核兵器を保有することは、現在の法律上および条約上、違法となり許されないと政府は答弁しています。しかし、このことは、もし

政策を変え、かつ法律改正や条約脱退等の法的手続きを踏めば、日本が核兵器の保有を全面禁止するような法的な制約・規制はなくなるということでもあります。だからこそ、国会の多数決には左右されないという意味でも、憲法が核兵器の保有・使用を認めているかどうかが重要なのです。

### 核兵器の使用と憲法九条

そして、核兵器の使用はどうか。その点の答弁として、大森政輔内閣法制局長官は一九四八年六月一七日参議院予算委員会で次のように述べています。

「核の保有の問題についての憲法上の問題点と申しますのは、即使用についての問題点にも当たるわけでございます。……日本国憲法第九条との関係につきましては、保有多との関係において先ほど述べられました法理は、純法律上の問題としては使用との関係においても妥当するものであろう」、「昭和五三年三月一日の当時の真田法制局長官の見解をベースといたしますならば、核兵器の使用も我が国を防衛するために必要最小限度のものにとどまるならばそれも可能であるということに論理的にはなるうか

と考えます。」

ただし、この答弁について大森長官は、退官後に刊行した書籍である『法の番人として生きる——大森政輔元内閣法制局長官回顧録』において、「被爆地の広島や長崎の記念館において、被爆直後の写真で被災地に横たわる多数の死者や痛ましい負傷者の姿を目にするとき、あの答弁でよかったのかとの自問の気持ちには、現時点に及んでも持ち続けています。……機会があれば見解を覆し、前記答弁は間違いである旨表明すべきかと自問自答することがしばしばです」と述べています。ご本人なりの懊悩と一定の誠実さを感じます。

### 3 「新三要件」および「安保法制」下における憲法九条と核兵器

#### 安倍晋三内閣の「七・一閣議決定」における武力行使要件の変更

さて、今回は、特に安保法制以降、何が変化したかということにも触れたいと思います。二〇一四年七月一日の集団的自衛権の限定行使容認の閣議決定（「七・一閣議決定」）および「安保法制」（二〇一五年）の制定により、政府は、武力行使に関する解釈および基準を変更しました。

これまでは、自衛権発動としての武力行使は、①「我が国に対する急迫不正の侵害があること」、②「これを排除するために他に適当な手段がないこと」、③「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」の三要件に該当する場合に限られるとしてきた（旧三要件）のに対して、「七・一閣議決定」では「新三要件」として、①「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」、②「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき」、③「必要最小限度の実力を行使すること」を提示しました。

すなわち、これまでは、日本への「急迫不正の侵害」（武力攻撃の発生または着手）という「事実」がない限り、日本は武力行使ができないとされていたのに対して、「新三要件」では、日本への武力攻撃がなくとも、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」（安保法制ではこれを「存立危機事態」と言います）には、集団的自衛権行使を含めた武力行使ができるというような大転換が行われたのです。後者は「明白な危険」という評価概念にすぎないことに注意が必要です。

### 安保法制と海外での核兵器の使用に関する国会論戦

これに関連して、核兵器の使用に関して、自国が武力攻撃を受けない場合でも海外で使用することが法理上認められるようになったのではないかという論点があり、それについては、次のような白眞勲議員と横畠裕介内閣法制局長官との議論が注目されます（二〇一六年三月一八日参議院予算委員会）。

「白眞勲君 日本国憲法で〔核兵器の〕保有は許されているということはおっしゃいました。……使用は憲法違反ではないのかということですか。……」

横畠裕介君 核兵器というものにも様々な規模、種類のものがあるというふうに承知しております。お尋ねの憲法上の制約について申し上げます、……我が国を防衛するための必要最小限度のものにももちろん限られるということですが、憲法上全てのあらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されているというふうには考えておりません。……」

白眞勲君 そうすると、横畠長官、今回、海外での自衛の措置が容認されたわけですよ。つまり、自国、自分の国が、日本が攻撃されていないにもかかわらず他国で核を

憲法上使用ができるということになりますよね。

横島裕介君　そうはならないと思います。すなわち、今回の新三要件の下での法整備が行われたわけでございますけれども、……いわゆる海外派兵は我が国を防衛するための必要最小限度を超えるということでは許されないという考え方は全く変わっておりません。その意味で、海外で武力行使をできるようになったのだろうということをおられる方もおられますけれども、そのような前提ではございません。」

白議員の質問は、「新三要件」および「安保法制」下で海外における「自衛の措置」が許されるとするならば、「存立危機事態」の認定により、自国が武力攻撃を受けていない場合も、海外において、日本が核兵器を使用することが憲法上許される場合もあると解する余地があるのではないかという点を質したもので、それに対する横島長官の答弁は、海外派兵は「安保法制」制定後も一般的に禁止されることは変わらないのだから、白議員が指摘するような「自国が武力攻撃を受けていない場合も海外で核兵器の使用が許される場合がある」といったような憲法解釈は採れないという趣旨の答弁です。

振り返ってみますと、政府は一九八〇年の答弁において、いわゆる海外派兵については、



「『一般的にいえば、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである』と定義付けて説明しているところであるが、このような海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている」と言っています。「一般に……憲法上許されない」ということは、例外があるということはこの時点から言っているわけでありませう。

こういう答弁もあります。「かりに、海外における武力行動で、自衛権発動の三要件……に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考える」（答弁書一九六九年四月八日）。つまり、三要件に該当する場合は、海外においても武力行使を行つても違憲ではないのだという答弁です。

こうしたことから考えるならば、白議員が指摘するように、「三要件」の内容が変化すると禁止の範囲なり条件が変化する可能性を孕むのではないかという疑問はやはり残ります。

### 「存立危機事態」における武力行使

さて、安保法制の「存立危機事態」の際の武力行使の例として出てくるのが、一つは日本を助けにくる来援米艦の防護、あるいは日本と一緒に活動している米艦の防護と

いうことです。もう一つは機雷の除去、いわゆる掃海であります。これらは領海や公海のみならず他国の領域も含まれることになると思います。

特に、存立危機事態の具体例と安倍首相が最初に答弁していたのは、ホルムズ海峡などに機雷が敷設された場合、これを掃海しないと、わが国には油が入ってこなくなるというもので、「現在、ほかの例というのは念頭にはありません」とまで言明してきた唯一の例でした（安倍晋三首相二〇一五年五月二七日衆議院平和安全法制特別委員会）。中東の油が来ないだけで存立危機事態が認定され日本が武力行使までできるとはずいぶんとオーバーで融通無碍はないかと当時から批判を浴びたのですが、後には結局、「ホルムズ海峡における機雷掃海の事例は新三要件に該当する場合もあり得るものであるが、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではない」と言明されるに至りました（答弁書二〇一五年九月二九日）。

さて、ここで重要なのは、戦闘中の機雷除去は、相手の攻撃を無力化することですから戦闘行為・武力行使と見なされるといふことです。ですから憲法上これはできない。ただし、停戦後の遺棄機雷の除去は武力行使ではないとされてきました。

しかし、今回のホルムズ海峡の事例についての政府見解は、「他国に対する武力攻撃の一

環として敷設された機雷を除去する行為は、『武力の行使』に当たり得るが、政府が想定しているホルムズ海峡における機雷掃海の事例は、機雷が敷設された後、事実上の停戦状態となり、戦闘行為はもはや行われていないが、正式停戦が行われず、遺棄機雷とは認められないようなケースである」（答弁書二〇一五年九月二九日）としています。

さらに、米艦防護についてですが、いわゆる「来援米艦」（武力攻撃を行う外国から見た場合において我が国こそが第一の敵であるという状況下で武力攻撃の第一撃の対象がたまたま来援した米艦である場合）への対処のための個別的自衛権行使（結果として米艦の防護ともなる）として理解される武力行使のみならず、「安保法制」により、「武力攻撃を行う国から見て我が国は第二、第三の敵であるというような場合……外国による我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した、とはいえ我が国に対する武力攻撃の発生とまでは認められない……しかしながら、そのままでは弾道ミサイル攻撃等、……我が国にも戦火が及ぶ明白な危険があるという具体的な状況にあるならば、……自衛隊が我が国に対する弾道ミサイル攻撃等に備えて展開して活動を行っている米艦等を守るために武力の行使もできるような」つたとされています（横島長官二〇一六年三月三一日参議院外交防衛委員会）。

## 安保法制における核兵器の提供、輸送、核兵器を搭載している航空機への給油

また、「安保法制」では、米軍等への自衛隊の後方支援に際して、これまで禁止ないし否定されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の戦闘機などへの給油や整備が可能とされるようになりました。この弾薬（の提供）には法文上は核兵器も含まれ得ますし、また、発進準備中の戦闘機が核兵器を搭載している可能性もあります。さらに、後方支援において行われる輸送協力の対象にも核兵器の輸送を禁止する条文はありません。これらに対する政府答弁は次のとおりです（答弁書二〇一五年八月二一日）。

「政府としては非核三原則を堅持する方針であり、核兵器を保有せず、今後とも保有することはなく、核兵器を他国に提供することはあり得ない。非核三原則を堅持する我が国は、その趣旨、精神に沿ったものとして、『核兵器を輸送しない』との考えであり、さらに、核兵器を輸送するために必要な知見等も有しておらず、支援対象国からの要請を受けてその核兵器を自衛隊が輸送することはあり得ない。核兵器を搭載する航空機への給油についても、同様に、……あり得ない。我が国が非核三原則を堅持していることは世界各国に知られており、また、核兵器については、その高度な秘匿性や安全確保の観点から、支援対象国が我が国に対し核兵器の輸送や核兵器を搭載する航空機への給油を要請することもあり

得ない。……このように、自衛隊が御指摘の『核兵器の運搬』、『核兵器の提供』及び『核兵器を搭載している航空機への給油』を行うことはあり得ず、およそあり得ないことを法文上明記する必要はないと考えて「いる」。

いずれも「あり得ない」という答弁ですが、違憲とは言明していないことには注意をしておきたいと思います。

### あらためて核兵器の保有と使用について

これまでのお話は、専門的過ぎるところもあつたと思うのですが、要は私が今回のお話で言いたかったのは、やはり政府見解はもともと自衛力論というものに立っていて、そして、その自衛力論の立場から言ったら、核兵器の保有や使用が自衛のための必要最小限度の範囲内で許される場合もあるという、この立論そのものに問題はないかということなのです。

自衛のための必要最小限度の核兵器の保有・使用については、確かに形式論としては、現在の原水爆とは異なる、もっと小型で破壊力を抑えた核兵器というものが開発されないとは確言できません。むしろ米国のトランプ政権でも、「使える核兵器」、小型の核兵器の開発・配備ということは常に言われ、また、その開発を進める動きは確かにあるのです。

ただ少なくとも一般論として、兵器の改良は威力を落とすための改良が進められることは稀なことですし、通常兵器ではなく、あえて核兵器を保持、あるいは使用するという場合に、その威力を例えば通常兵器並みに落とすことの実利的意味がどの程度存在するのかという疑問があります。

やはり、同時かつ大規模に破壊をする、殺傷するというのが核兵器というものです。しかも、核兵器というのは、繰り返しになりますが、政府の解釈では、「原子核の分裂、または核融合反応により生ずる放射エネルギーを破壊力、または殺傷力として使用する兵器」ですから、核兵器は熱線・爆風・放射線による破壊力を伴う核爆発エネルギーを使う兵器を指すことになります。

特に、放射線による被害は、染色体を傷つける可能性があるということでは何世代にもわたる被害が出る可能性があるわけであります。これが、特に核兵器が、いわゆる非人道兵器と言われる、一つの所以であります。つまり、戦争に勝つという戦争目的を超えて、戦争が終わった後でも何世代にもわたって影響が出る可能性があるというのは、これはいわゆる非人道兵器に当たるのではないか。それ故に、例えば核兵器禁止条約の成立にも結びついたので。この議論からいっても、数世代にもわたる被害を伴いかねない放射線に

よる被害をもたらす攻撃が、自衛のための必要最小限度の範囲内という解釈に妥当するか。こういう解釈自体のそもそもの論理がやはり問題ではないかと私は思います。

そして、日本政府も言うような核抑止論や「核の傘」論もそうなのですが、核兵器の使用によって自国の安全を保障するという論理に立つ限り、自ら積極的に核兵器をなくするというインセンティブは働かないし、また敵国の国民相手ならば核攻撃も辞さないという論理がもたらし得る、「破壊的で非人道的な結末」について考慮すべきだと思います。また、核兵器は、もしそれを一方側が使用できれば確実に勝利をもにできる、圧倒的な破壊力を持つ兵器であるが故に、それを保有したくなる、あるいは、いったん持ったら手放したくなくなる性質を持ちます。これらの点は弁護士の大久保賢一先生（『核の時代』と憲法九条）などもご指摘のとおりなのですが、そういう核兵器の問題というのは、核抑止論、あるいは「核の傘」論を含めて、やはり問題があるのではないか。すなわち、核兵器は、被爆者の問題提起にもあるとおり、「世界中の誰にも使われてはならない」兵器なのではないかということであらためて申し上げて、今回の「憲法九条と核兵器」についてのお話としたいと思います。

追記 本稿は、二〇二二年一月一四日から二〇日までオンライン公開された広島市立大学広島平和研究所連続市民講座での講義の内容に、執筆者自身<sup>が</sup>加筆・修正・圧縮したものです。

### 《参考文献》

- 河上暁弘（二〇二二）「憲法九条と核兵器」広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学』法律文化社
- 大久保賢一（二〇一九）『核の時代』と憲法九条』日本評論社
- 浅野一郎・杉原泰雄監修（二〇〇三）『憲法答弁集 一九四七―一九九九』信山社
- 浦田一郎編（初版二〇一三、第二版二〇一七）『政府の憲法九条解釈』信山社